

掛川市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行については、景観法施行令（平成16年政令第398号）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び掛川市景観条例（平成22年掛川市条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(市民等による景観計画の提案)

第2条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画提案書（様式第1号）を提出して行うものとする。

(市民等による眺望点の指定の提案)

第3条 条例第10条第1項の規定による提案は、眺望点指定提案書（様式第2号）を提出して行うものとする。

2 前項の提案書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 当該眺望点の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

(2) 当該眺望点及び周辺の状況並びに当該眺望点からの眺望を示す写真

(行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、別表第1の左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる手続に係る同表の右欄に掲げる届出日（2以上の手続を行う場合は、最初に到来する届出日）までに行うものとする。

(添付図書)

第5条 条例第11条第2項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(届出を要する行為)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する規則で定める行為は、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）第3条第1項の規定による届出が必要な行為とする。

2 条例第11条第1項第2号の規則で定める規模の土地の区画形質の変更は、1,000平方メートル以上のものとする。

(届出を要しない行為)

第7条 条例第13条第1項第1号の規則で定める行為は、別表第2の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物の建築等とする。

2 条例第13条第1項第2号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これに類するもの
- (5) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- (6) 電波塔、送電用鉄塔、風力発電施設その他これらに類するもの
- (7) 自動車車庫の用に供する立体的施設その他これに類するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのない工作物として市長が指定するもの

3 条例第13条第1項第2号の規則で定める行為は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工作物及び前項第8号に規定する工作物の建設等とする。

4 条例第13条第1項第3号の規則で定める行為は、別表第4の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる開発行為とする。

(変更の届出)

第8条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書(様式第4号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、省令第1条第2項第1号から第3号まで及び条例第12条各号に掲げる図書(前項の届出が法第16条第1項第4号に掲げる行為に係る法第16条第2項の規定による届出の場合にあっては、第5条各号に掲げる図書)を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(行為の完了の届出)

第9条 条例第15条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 当該届出に係る行為を完了したことを示す写真

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(法第16条第3項の規定による勧告)

第10条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第11条 条例第17条第1項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による通知は、勧告の経過及び事実の公表通知書(様式第7号)により行うものとする。

3 条例第17条第2項の規定による意見陳述のための手続は、掛川市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成17年掛川市規則第15号)第3章の規定の例による。

(変更の命令)

第12条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(様式第8号)により行うものとする。

(期間延長の通知)

第13条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書(様式第9号)により行うものとする。

(原状回復等の命令)

第14条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(様式第10号)により行うものとする。

(身分証明書)

第15条 法第17条第8項及び法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第11号)によるものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第16条 法第21条第1項及び法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(標識の設置)

第17条 法第21条第2項、法第30条第2項及び条例第9条第3項に規定する標識は、道路その他の公共の場所から公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更許可の申請等)

第18条 法第22条第1項及び法第31条第1項の許可の申請は、現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書(様式第13号)を提出して行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る許可をしたときは景観重要建造物(樹木)現状変更許可通知書(様式第14号)により、許可をしないときは景観重要建造物(樹木)現状変更不許可通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復等の命令)

第19条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、景観重要建造物(樹木)原状回復等命令書(様式第16号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第20条 条例第21条第3号及び条例第26条第3号に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物又は景観重要樹木が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して滅失又はき損を防ぐこと。

(2) 景観重要建造物又は景観重要樹木を損傷するおそれのある樹木は、速やかに伐採すること。

(景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告)

第21条 法第26条及び法第34条の規定による命令は、景観重要建造物(樹木)管理命令書(様式第17号)により行うものとする。

2 法第26条及び法第34条の規定による勧告は、景観重要建造物(樹木)管理勧告書(様式第18号)により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第22条 第11条の規定は、条例第23条第1項及び条例第28条第1項の規定による公表について準用する。

(景観重要建造物等の指定解除の通知)

第23条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項及び法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定解除通知書(様式第19号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第24条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書(様式第20号)により行うものとする。

(地区景観まちづくり協議会の認定の申請)

第25条 条例第33条第1項の認定を受けようとする団体の代表者は、地区景観まちづくり協議会認定申請書(様式第21号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 活動地域を示す図面

(2) 会員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)を記載した名簿

(3) 当該会員が有する条例第33条第2項第2号に規定する土地、建築物又は広告物等の権利を記載した書類

(条例第33条第2項第2号の規則で定める工作物)

第26条 条例第33条第2項第2号の規則で定める工作物は、第7条第2項各号に掲げる工作物とする。

(審議会の委員)

第27条 掛川市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第28条 会長は、審議会を招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、都市建設部都市政策課において処理する。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

届出対象行為の種類	手 続	届 出 日
法第16条第1項第1号の建築物の建築等	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
	建築基準法第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
	建築基準法第43条第1項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
	建築基準法第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
	建築基準法第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
	行為の着手	着手する日の30日前
法第16条第1項第2号の工作物の建設等	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条その他の規定による開発行為の許可の申請（都市計画法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。）	申請の日
	行為の着手	着手する日の30日前
法第16条第1項第3号の開発行為	都市計画法第29条その他の規定による開発行為の許可申請	申請の日
	行為の着手	着手する日の30日前
条例第11条第1項第1号の切土、床掘その他の土地の掘さく又は埋土若しくは盛土をする行為	静岡県土採取等規制条例第3条第1項の規定による届出	届出の日
	行為の着手	着手する日の30日前
条例第11条第1項第2号の砂利の採取をする目的で行う土地の区画形質の変更	砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	行為の着手	着手する日の30日前

別表第2（第7条関係）

景観計画区域内の地区	届出を要しない行為
市街地景観ゾーン又は中心市街地景観ゾーン	建築基準法施行令第2条第1項第4号の延べ面積（増築にあっては、増築後の延べ面積とする。以下「延べ面積」という。）が1,000平方メートル未満で、かつ、同項第6号の建築物の高さ（増築にあっては増築後の高さ。以下「建築物の高さ」という。）が15メートル未満の建築物の建築等
市街地景観ゾーン及び中心市街地景観ゾーン以外のゾーン	延べ面積が1,000平方メートル未満で、かつ、建築物の高さが10メートル未満の建築物の建築等

別表第3（第7条関係）

区 分		届出を要しない行為
工作物の種類	景観計画区域内の地区	
第7条第2項第1号に掲げる工作物	市街地景観ゾーン又は中心市街地景観ゾーン	高さ（増築にあっては、増築後の高さとする。以下同じ。）が3メートル未満の工作物の建設等
	市街地景観ゾーン及び中心市街地景観ゾーン以外のゾーン	
第7条第2項第2号から第7号までに掲げる工作物	市街地景観ゾーン又は中心市街地景観ゾーン	高さが15メートル未満の工作物の建設等
	市街地景観ゾーン及び中心市街地景観ゾーン以外のゾーン	高さが10メートル未満の工作物の建設等

別表第4（第7条関係）

景観計画区域内の地区	届出を要しない行為
都市計画区域又は準都市計画区域の区域内の地区	3,000平方メートル未満の開発行為
都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の地区	1万平方メートル未満の開発行為
2以上の地区にわたる場合	1万平方メートル未満で、かつ、都市計画区域又は準都市計画区域内における部分が3,000平方メートル未満の開発行為

景観計画提案書

年 月 日

（あて先）掛川市長

提案者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

景観計画の策定（変更）について、景観法第11条第1項（第2項）の規定により、次のとおり提案します。

計 画 提 案 区 域				
計画提案区域の面積	m ²			
同 意 率	%	計画提案区域において 土地所有者等の同意を 得た土地の地積の合計 (m ²)	/	計画提案区域の土地の 総地積 (m ²)
	%	計画提案区域において 同意を得た土地所有者 等の人数の合計 (人)	/	計画提案区域の土地所 有者等の総人数 (人)
計 画 提 案 の 理 由				

眺望点指定提案書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

提案者
氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

眺望点の指定について、掛川市景観条例第10条第1項の規定により、次のとおり提案します。

眺望点の所在地	
眺望点の周辺の状況	
当該景観の本市に特有の優れた点	
当該景観を保全することが必要な理由	
備 考	

（表面）
景観計画区域内行為届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	地名地番			
	敷地面積	m ²		
	用途地域			
	ゾーンの区分			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者	住所			
	氏名			
	電話番号			
施行者	住所			
	氏名			
	電話番号			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 模様替	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 模様替	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為			
	<input type="checkbox"/> 土の採取		<input type="checkbox"/> 砂利の採取	

（注）設計者及び施行者の欄については、設計者又は施行者が法人の場合にあっては、住所に代えて所在地を、氏名に代えて名称及び代表者の氏名を記載してください。

(裏面)

行為の概要

建築物及び工作物 (開発行為に係るものを含む)	用途又は種類				
	構造				
	敷地面積		届出部分	既存部分	合計
	建築面積				
	延べ面積				
	高さ				
	長さ				
	橋りょう等の規模		(延長)	(幅員)	
			仕上げ(材料・方法)		色彩(マンセル値)
	外観の色彩	屋根材			
		外壁材			
		()			
	アクセント部分面積			見付面積	アクセント部分の面積
		東立面		m ²	m ²
		南立面			
西立面					
北立面					
開発行為及び土砂採取		構築する施設			
		法面及び擁壁の高さ		m	
		法面及び擁壁の長さ		m	
		法面及び擁壁の勾配		/10	

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域内における行為 の届出書受付年月日及び番号		年 月 日	第 号
行為の場所	地名地番		
	用途地域		
	ゾーンの区分		
変更する設計 又は施行 方法	変更事項	<input type="checkbox"/> 設計	<input type="checkbox"/> 施行方法
	変更前		
	変更後		
変更理由			
変更部分に係る行為 の着手予定日	年 月 日	変更部分に係る行為 の完了予定日	年 月 日

景観計画区域内行為完了届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

掛川市景観条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域内における行為 の届出書受付年月日及び番号		年 月 日	第 号
行為の場所	地名地番		
	用途地域		
	ゾーンの区分		
行為の種類	□建築物	□新築	□増築
		□改築	□移転
		□外観の変更（□修繕	□模様替
		□色彩の変更）	
	□工作物	□新設	□増築
		□改築	□移転
		□外観の変更（□修繕	□模様替
		□色彩の変更）	
	□開発行為		
	□土の採取	□砂利の採取	
完了日	年 月 日		
供用開始予定日	年 月 日		
備 考			

勸 告 書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、次の措置をとることを勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、掛川市景観条例第17条第1項の規定により、氏名、住所等を公表することがあります。

届出のあった行為	
適合しないと認められる理由	
とるべき措置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日

勧告の経過及び事実の公表通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により、景観法第16条第3項（第26条・第34条）の規定に基づく勧告を行いましたが、正当な理由なくその勧告に従わないため、掛川市景観条例第17条第1項（第23条第1項・第28条第1項）の規定により、次のとおりその旨を公表します。

なお、掛川市景観条例第17条第2項の規定により意見を述べることを希望する場合は、その旨を 年 月 日までに書面により申し出てください。

公表の方法	
公表する理由	

変 更 命 令 書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により、次の措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、景観法第101条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

命令対象となる行為	
適合しないと認められる理由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、次のとおり期間を延長したので、通知します。

届出のあった行為	
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
延長の理由	

原 状 回 復 等 命 令 書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号による変更等の命令に係る行為について、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第100条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

命令対象となる行為	
命 令 の 理 由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

様式第11号（第15条関係）

身 分 証 明 書		第 号
写 真	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
<p>上記の者は、景観法第17条第6項若しくは同法第23条第2項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第17条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">掛川市長 氏 名 印</p>		

← 9 cm →

5.5cm

景観重要建造物（樹木）指定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

景観法第19条第1項（第28条第1項）の規定により、次のとおり景観重要建造物（樹木）を指定したので、通知します。

指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
名 称（樹種）	
所 在 地	
所有者	住 所
	氏 名
指 定 の 理 由	
土地その他の物件	

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$

届出者

氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ ㊤

電話番号

景観重要建造物（樹木）の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、次のとおり申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定年月日及び指定番号	年 月 日	第 号
名 称（樹種）		
所 在 地		
所有者	住 所	
	氏 名	
現 状 変 更 の 場 所		
現 状 変 更 行 為 の 種 類		
設 計 方 法 又 は 施 行 方 法		
現 状 変 更 の 内 容 及 び 理 由		
設計者	住 所	
	氏 名	
施行者	住 所	
	氏 名	
着 手 予 定 日	年 月 日	
完 了 予 定 日	年 月 日	

（注）所有者、設計者及び施行者の欄については、所有者、設計者又は施行者が法人の場合にあっては、住所に代えて所在地を、氏名に代えて名称及び代表者の氏名を記載してください。

景観重要建造物（樹木）現状変更許可通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、
景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により次のとおり許可します。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定年月日及び指定番号	年 月 日	第 号
名 称 （ 樹 種 ）		
所 在 地		
現 状 変 更 の 場 所		
現 状 変 更 行 為 の 種 類		
設 計 方 法 又 は 施 行 方 法		
着 手 予 定 日	年 月 日	
完 了 予 定 日	年 月 日	
許 可 の 条 件		

景観重要建造物（樹木）現状変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、次のとおり不許可とします。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号及び指定年月日	年 月 日	第 号
名 称 （ 樹 種 ）		
所 在 地		
不 許 可 の 理 由		

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

景観重要建造物（樹木）原状回復等命令書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

あなたが行った行為は、景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定又は同法第22条第3項（同法第31条第2項において準用する同法第22条第3項）の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項の規定により、次のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第102条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定年月日及び指定番号	年 月 日	第 号
名 称 （ 樹 種 ）		
命 令 の 理 由		
と る べ き 措 置		
履 行 期 限	年 月 日	
報 告 期 限	年 月 日	

(注)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

景観重要建造物（樹木）管理命令書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

景観法第26条（第34条）の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。
なお、この命令に違反した場合は、景観法第104条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定年月日及び指定番号	年 月 日	第 号
名 称（樹種）		
命 令 の 理 由		
と る べ き 措 置		
履 行 期 限	年 月 日	
報 告 期 限	年 月 日	

（注）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

景観重要建造物（樹木）管理勧告書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

景観法第26条（第34条）の規定により、次のとおり必要な措置をとることを勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、掛川市景観条例第23条第1項（第28条第1項）の規定により、その旨を公表することがあります。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定年月日及び指定番号	年 月 日	第 号
名 称 （ 樹 種 ）		
勧 告 の 理 由		
と る べ き 措 置		
履 行 期 限	年 月 日	
報 告 期 限	年 月 日	

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

景観法第27条第1項（同法第35条第1項）又は同法第27条第2項（同法第35条第2項）の規定により、次のとおり景観重要建造物（樹木）の指定を解除したので、通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定年月日及び指定番号	年 月 日	第 号
名 称（樹種）		
所 在 地		
所有者	住 所	
	氏 名	
指 定 解 除 の 理 由		

景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者
氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

景観法第43条の規定により、景観重要建造物（樹木）の所有者を変更したので、次のとおり届け出ます。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定年月日及び指定番号	年 月 日	第 号
名 称（樹種）		
所 在 地		
旧所有者	住 所	
	氏 名	

（注）旧所有者の欄については、旧所有者が法人の場合にあっては、住所に代えて所在地を、氏名に代えて名称及び代表者の氏名を記載してください。

地区景観まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地
名 称
申請団体 代表者氏名 ㊟
電話番号

掛川市景観条例第33条第1項の規定による地区景観まちづくり協議会の認定を受けたいので、
関係書類を添えて、次のとおり申請します。

協 議 会 の 名 称	
協議会の事務所の所在地	
主たる活動の内容	
協議会の構成員数	